

～生活保護に関するお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

● 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。

- ・申請書がもらえない。
- ・次の理由により申請が受け付けられない。

住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる

- ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
- ・保護費を“天引き”されている。
- ・保護費が下がって、生活していくけない。

● 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する弁護士会では、電話代もかかりません（フリーダイヤルは、実施日時以外はご利用になれませんので、ご注意ください。）。



ひんこんは なぐす

0120-158-794

2021年12月9日(木)

13:00~17:00

※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、各弁護士会にお問い合わせください（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。）。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。